

6 第 66 条の 5 の 2 及び第 66 条の 5 の 3 《関連者等に係る純支払利子等の課税の特例》関係

**【新設】(控除対象受取利子等合計額に含まれる内部利子の額)**

66 の 5 の 2-14 の 2 外国法人の措置法第 66 条の 5 の 2 第 1 項の規定の適用に係る同項に規定する控除対象受取利子等合計額を計算する場合において、法第 138 条第 1 項第 1 号に規定する内部取引において当該外国法人の恒久的施設が当該恒久的施設に係る同号に規定する本店等から受ける措置法第 66 条の 5 の 2 第 3 項に規定する受取利子等に該当することとなる金額を含めて計算しているときは、これを認める。

**【解説】**

1 平成26年度の税制改正における帰属主義への移行に伴い、外国法人に係る本制度の適用について見直しが行われ、関連者支払利子等の額、控除対象受取利子等合計額、関連者純支払利子等の額及び支払利子等の額は、外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限ることとされた（措法66の5の2⑨一、二）。

また、関連者支払利子等の額については、本店等と恒久的施設との間の内部取引を認識することとされたことに伴い、恒久的施設から外国の本店等に対するいわゆる内部利子の額が含まれることとされたが（措法66の5の2⑨一イ）、関連者純支払利子等の額を算出する際にその事業年度の関連者支払利子等の額の合計額から控除する控除対象受取利子等合計額について、外国の本店等から恒久的施設に対するいわゆる内部利子の額が含まれるかは法令上明らかではなく、疑義が生ずる。

2 この点、控除対象受取利子等合計額は、関連者支払利子等の額と同じく外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るものとされていることからすれば、内部取引において本店等から恒久的施設に対する受取利子等に該当するものも内部取引において恒久的施設から本店等に対する支払利子等に該当するものと同様に取扱うことが相当であることから、本通達において、外国の本店等から恒久的施設に対するいわゆる内部利子の額を控除対象受取利子等合計額に含めて計算しているときは、これを認める旨を明らかにしている。